⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　総合評価方式とする。⑶に従い必要な書類を提出した入札者であって、本公告２の競争参加資格をすべて満たし、当該入札価格があらかじめ決定してある予定価格の制限内である者のうち、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting entity: ISHIKAWA Noriyuki Director General, Administration and General Services Department, Treasury and Systems Group, Japan Bank for International Cooperation.
⑵　Classification of the services to be procured: 73
⑶　Nature and quantity of the services to be purchased required: Support services for enhancing external communications through the use of social media, 1 set.
⑷　Fulfillment period: as provided in the tender documents
⑸　Fulfillment place: as provided in the tender documents
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: as provided in the tender documents
⑺　Time-limit for tender: 15:00, 8 January, 2026
⑻　Contact point for the notice: ANDO Shota, Division 1, Administration and General Services Department, Treasury and Systems Group, Japan Bank for International Cooperation, 4―1 Ohtemachi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8144, Japan, TEL 03―5218―9212
Email: chotatsu01@jbic.go.jp

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年11月11日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　前川　利聡
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　名古屋第二環状自動車道　名古屋南ＪＣＴ～名古屋西ＪＣＴ間他ＥＴＣ設備更新工事
⑶　工事場所
名古屋第二環状自動車道　自）愛知県名古屋市緑区大高町（名古屋南ＪＣＴ）　至）愛知県名古屋市中川区島井町（名古屋西ＪＣＴ）
東名高速道路　自）愛知県豊川市麻生田町（豊川ＩＣ）　至）愛知県春日井市十三塚町（春日井ＩＣ）
⑷　工事内容　本工事は、名古屋第二環状自動車道の名古屋南ＪＣＴ～名古屋西ＪＣＴ間及び東名高速道路の豊川ＩＣ～春日井ＩＣ間において、ＥＴＣ設備の老朽化更新を行うものであり、あわせてＥＴＣ専用化及び料金所集約化の機能を追加するものである。
なお、本工事は週休２日（週単位）及びＢＩＭ／ＣＩＭを適用する。
⑸　工事概算数量
ＥＴＣ設備　更新　21箇所　名古屋保全・サービスセンター管内：13箇所　豊田保全・サービスセンター管内：８箇所
ＥＴＣ設備（出口フリーフローアンテナ）更新　35箇所　名古屋保全・サービスセンター管内：32箇所　豊田保全・サービスセンター管内：３箇所
⑹　工期　契約締結日の翌日から1,080日間
半導体及び鋼材等の資材の不足及び調達遅延を含め、受注者の責によらない事由を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、契約書第22条の規定に基づき、受注者からの工期延長の請求の措置により、工期延長の協議を行うことができるものとする。
⑺　落札者の決定方法は、総合評価落札方式（技術提案評価型）による。
⑻　すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合は見積協議方式を適用する。
⑼　電子入札（郵送入札）による。
⑽　すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める。
⑾　電子契約によることができる。
⑿　建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。
⒀　契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⒁　競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする。
⒂　関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を締結し、基本契約に基づいて本工事の契約を締結することを条件とした工事である。基本契約の工事概要は次のとおり。
１．基本契約の対象設備
ETC設備
２．基本契約の内容
対象設備の改造・修理を対象とする。
３．契約相手
受注者又は受注者が指定する者
2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しないこと。
⑵　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」（平成19年１月10日付け中高契第２号企画本部長通達（以下「資格登録要領」という。））に基づく資格登録者において、工事種別等の以下の条件を満たしていること。
①　単体の場合　令和７・８年度の「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上であること※。
②　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）（甲型）を構成する場合　令和７・８年度の「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上である２者で構成されていること※。
※会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。この場合、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数を満たすことを必要とする。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。特定ＪＶ（甲型）を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがなされていないこと。（いずれも記⑵の再認定を受けた者を除く。）
⑷　施工実績　平成22年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
①　単体又は特定ＪＶ（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績　公共工事発注機関※として設置する、移動体とのデータ通信を目的とした電波法（昭和25年法律第131号）で定める免許を必要とするデジタル無線基地局について、下記①から③に示すすべてを実施した工事
①　機器の製作（他社への製造委託を含む。）
②　機器の設置
③　試験調整
※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。
②　特定ＪＶ（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績　公共工事発注機関※として設置する、移動体とのデータ通信を目的とした電波法（昭和25年法律第131号）で定める免許を必要とするデジタル無線基地局について、下記①又は②に示すいずれかの実績
①　機器の製作及び納入（他社への製造委託を含まない。）